府令・省令

○内閣府財務省令・経済産業省令第六号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（臨時休業の届出等）	（臨時休業の届出等）
第六十八条　［略］	**第六十八条**　［同上］
2　法第三十二条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	2　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により商工組合中央金庫の営業所においてその業務を営むことが当該営業所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所の業務の全部又は一部を休止する場合	［号を加える。］
六　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により代理組合等の営業所又は事務所においてその業務を営むことが当該営業所又は事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合	［号を加える。］
3　［略］	3　［同上］
4　法第三十二条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	4　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合	三　第二項第二号又は第四号に該当する場合
四　［略］	四　［同上］
（専門子会社の業務等）	（専門子会社の業務等）
第六十九条　［略］	**第六十九条**　［同上］
［2～5　略］	［2～5　同上］
6　法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。	6　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社	［号を加える。］
7　［略］	7　［同上］
8　前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第七十五条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社等のうち第六項第十二号に該当する会社以外の新規事業分野開拓会社等の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日をいい、新規事業分野開拓会社等のうち同号に該当する会社の議決権にあってはその取得の日から五年を経過する日（当該議決権が同項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは商工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社に該当	8　［同上］